

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：若手研究(B)
研究期間：2008. 4. 1～2010. 3. 31
課題番号：20730088
研究課題名（和文） デジタル情報の即時流通性に対応した紛争解決制度基盤の設計に関する基礎的研究
研究課題名（英文） Basic Research on Designing of Dispute Resolution Systems Compatible with Instant Circulation of Digitalized Data on the Network
研究代表者
橋本誠志（HASHIMOTO SATOSHI）
徳島文理大学総合政策学部 講師
研究者番号：40412407

研究成果の概要（和文）：電子ネットワーク上でのデジタル化個人情報の漏洩に関連する法的紛争を民事司法手続により解決する場合、デジタル情報の伝播と司法手続のスピード間の圧倒的な格差という本質的限界が存在する。故に被害者は紛争解決制度の利用中にもデジタル化情報の拡散による2次被害発生リスクを抱え、提示されたソリューションの価値自体が大きく損なわれる場合すらある。以上の問題意識から本研究ではデジタル情報の即時伝播性に即した新たな紛争解決制度基盤の構築のための基礎を築くことを目的とした。

21年度は、(1) 事業者保管データへの自律型電子的自力救済実行モデルの詳細設計、(2) テキストデータへの自律型電子的自力救済プログラム搭載の是非、(3) 個人データ流出以外への制度適用の可能性についての検討、(4) その他を中心に、制度的側面と工学技術の最新動向を文献収集、関連各学会・研究会参加により引き続きキャッチアップすることにつとめた。

特に上記4点に共通する問題として、新たに分散型情報処理社会における企業倒産処理手続と個人情報保護制度の関係についても研究対象とし、米国と日本について、制度の現状と課題について検討した。この点については、情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会 48 回研究会等の場で報告を行っている。また、本研究全体のコンセプトについて、英訳を行い、投稿に向けて準備を進めている。

研究成果の概要（英文）：

Given the immediacy of digital information distribution, a prompt relief system is required for network data leakage victims. However, the existing relief system based on the current judicial system has failed to reduce the time lag between the digital information flow and litigation proceedings, despite much efforts made by judicial personnel. Due to this time lag, victims risk secondary damages of data circulations during the dispute. This research aimed construction of basis for designing new dispute resolution systems compatible with instant circulation of digitalized data on the Network I tried to research following issues with reading extensively documents, and attending academic colloquiums.

I focused on personal data protection in insolvency proceedings in cloud computing society as a novel point through these researches. I examined existing system schemes and future tasks between the United States and Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 20 年度	400,000	120,000	520,000
平成 21 年度	500,000	150,000	650,000
総計	900,000	270,000	1,170,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：(1) 個人情報漏洩、(2) 伝播性、(3) 紛争解決制度、(4) タイムラグ、(5) 複次被害、(6) ADR、(7) 法政策、(8) 倒産処理

1. 研究開始当初の背景

情報技術の進展に伴う社会制度の激変の波は、人間が生活する上で生じた紛争を解決する司法制度自体にも押し寄せている。既存の実体法を情報ネットワーク社会に対応したものに改めたとしても、我々の日常生活で生じる紛争に法を実際に適用して解決する紛争解決制度自体が情報ネットワーク社会に対応したものでなければ、意味がない。具体的には、デジタル情報流通の即時伝播性はネットワーク上にデジタルデータが流出、拡散した際に発生した被害を司法手続によって救済する上で大きな障壁となる。

例えば、ネットワーク上に企業サーバーから個人データが流出した場合、プライバシー権侵害の民事法的救済手法として従来、中心的地位を占めてきた不法行為アプローチですらデジタルデータの即時流通性の前にその機能を十分に発揮することが困難になってきている。というのもプライバシー権侵害に対する民事法的救済を得る場合、(1) 訴訟手続による不法行為に基づく損害賠償請求債権の確定、および(2) 執行手続の手順を踏む必要がある。しかし、司法手続は国家が紛争当事者に対し、強制的に何らかの不利益を課したり、あるいは利益を付与したりする効果を有する性質上、本質的に紛争解決に一定程度の時間を要する宿命にある。この点は司法手

続の最大の長所であり、存在意義そのものでもある。

流出データによってプライバシーを侵害された被害者は、流出データの2次拡散により、法機関へのファーストコンタクトを取るまでに2次被害が発生する危険性がある。現状のわが国の個人データ保護政策では事前規制と事後救済を担う各制度を時系列的に連携させるブリッジ的役割を担う制度に乏しい。こうなると被害者は最初の訴訟で勝訴判決を得たとしても、訴訟手続中に発生した2次被害に対する訴訟を延々と続けざるをえず、いつまでも私的生活の平穏を取り戻すことができない。これでは最初の勝訴判決は実質上の意味を持たず、司法関係者による裁判の迅速化に向けた多大な努力と成果も被害者救済へは結びつかない。それほどまでにデジタル情報の流通速度はこうした関係者の努力や現行諸制度の想定をはるかに超越している。

かかる状況に対応する制度や研究取組はこれまでなされてこなかった。

2. 研究の目的

電子ネットワーク上でのデジタル化情報の流通に関連する法的紛争の民事司法的解決では、デジタル化情報の伝播速度と司法手続の処理スピード間の圧倒的な格差という本質的限界が存在する。デジタル化情報の伝播速度は紛争当事者の法機関へのファーストコンタクトを待つ暇もないほどに急速であり、従来型の紛争解決制度スキームを前提としている限り、どれだけ訴訟迅速化への取組が強化されても上記限界の克服と問題解決は不可能である。つまり、被害者は紛争解決制度の利用中にもデジタル化情報の拡散による2次被害発生リスクを抱え、提示されたソリューションの価値自体が大きく損なわれる場合すらある。以上から本研究ではデジタル情報の即時伝播性に即した新たな紛争解決制度基盤の構築を目指し、(1) 事業者保管データ

への自律型電子的自力救済実行モデルの詳細設計、(2)個人データ流出以外への制度適用の可能性についての検討等従前の研究で十分検討できなかった点を研究する。

3. 研究の方法

助成期間全体を通じて、(1)事業者保管データへの自律型電子的自力救済実行モデルの詳細設計、(2)テキストデータへの自律型電子的自力救済プログラム搭載の是非、(3)個人データ流出以外への制度適用の可能性についての検討、(4)その他を中心に、制度的側面と工学技術の最新動向を文献収集、関連各学会・研究会参加によりキャッチアップすることにつとめた。

4. 研究成果

新たに成果としては分散型情報処理社会における企業倒産処理手続と個人情報保護制度の関係についても研究対象とし、米国と日本について、制度の現状と課題について検討した。この点については、2010年4月の中央大学民事手続法研究会、情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会48回研究発表会(電子情報通信学会技術と社会・倫理研究会と連催)等の場で報告を行った。これらの研究報告に対する質疑からは、分散型情報処理社会における企業倒産処理手続と個人情報保護制度の関係については、民事手続法の領域においても、情報制度論の領域においても、あまり顧慮されてこなかった点が改めて明らかとなった。この点、2010年7月に予定されている東京大学民事訴訟法研究会での報告成果を含めて、今後、雑誌論文としての採録に向けて努力していきたい。また、本研究全体のコンセプトについて、英語論文を作成し、投稿に向けて準備を進めている。

また、本助成期間中に十分に精査できなかった部分については、助成期間が終了した今後も継続して研究を行う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計3件)

- ・ 橋本誠志「個人データ流出をめぐる紛争と救済ーデジタル化情報の伝播性と紛争解決制度基盤ー」日本法社会学会2008年度学術大会(2008.5)
- ・ 橋本誠志「クラウドコンピューティング時代における倒産処理と個人情報保護」中央大学民事訴訟法研究会(2010.4)
- ・ 橋本誠志「Cloud Computing社会の企業倒産処理と個人情報保護」情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会(EIP)第48回研究会 (2010.5)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

・ <http://www.ipppi.info/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

橋本誠志 (HASHIMOTO SATOSHI)
徳島文理大学総合政策学部 講師
研究者番号: 40412407

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし